

沖基公示第1号  
令和5年11月9日

沖縄基地隊構内自動電話交換装置セントレックス化に伴う自動即時電話網（V o I P）中継交換装置等の整備に係る契約希望者募集要項

沖縄基地隊構内自動電話交換装置セントレックス化に伴う自動即時電話網（V o I P）中継交換装置等の整備の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）

契約担当官

沖縄基地隊本部経理科長

福 満 陽 平

## 記

### 1 調達予定品目

沖縄基地隊構内自動電話交換装置セントレックス化に伴う自動即時電話網（V o I P）中継交換装置等の整備（対象機器等は別表のとおり。）

### 2 調達予定時期

契約締結後～令和5年3月15日

### 3 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適切な契約の履行が確保される者
- (5) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において九州・沖縄地域の競争参加資格を有している者
- (6) 当該役務を実施するにあたり、次の体制を有しているか、契約締結までに有することのできる者

- ア 本役務の履行能力を有する者
- イ 本役務を効率、かつ、効果的に実施できる技術を有していること。
- ウ 本役務の遂行に必要な次の要件に合致する技術者を1名以上従事させる体制を有していること。

(ア) 一般管理

安全、工程管理、品質保証、保全に関する能力

(イ) データ管理

各種点検記録簿等の記録（各種機器等のデータ収集、記録、管理、分析及び各種報告書の作成等）、官側が要求する各種報告書作成に関する能力

(ウ) 次に示す工事の施工能力を有する者

- 1) 工事前現地調査の実施
- 2) 別表に示す新設部品増設
- 3) 新設部品の追加に伴う、新設部品とMDF間の接続ケーブル敷設工事
- 4) 現行回線収容部の取外し、及び収容ラック搭載品の配置整理
- 5) 現行の回線収容部から新設回線収容部への接続変更
- 6) 呼制御装置における新設回線収容部の収容設定
- 7) 呼制御装置における新設回線収容部に関する設定
- 8) VoIP-GWチャンネル数追加設定作業
- 9) 補完における設定変更

(エ) 官に対する技術支援能力（官側への助言等）

- (7) 秘密を取り扱う場合は、秘密に属する文書、図面及び物件を保管できる設備を有し、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる者

(8) 下請企業への一部業務委託

当該役務の一部を下請業者に委託する場合は、委託させる業務に応じて、本項第6号から8号の項目を満たすこと。

(9) 国籍等

日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できる者

#### 4 技術資料等の提出

- (1) 応募する者は、「参加表明書」（別紙第2のとおり。）及び次に掲げる資料（以下「技術資料等」という。）を提出しなければならない。（ファイリング等の編綴不要）

ア 令和4・5・6年度「資格審査結果通知書」（全省庁統一資格（写し））

イ 当該役務と同等又は類似の受注実績（様式適宜）（実績がない場合は省略可）

ウ 当該役務の実施にあたり、必要な整備技術者を所要数従事させる体制を証明する書類等（組織図、整備技術者名簿、ISO認証書の写し、資格者及び作業員の年間整備動員計画、安全管理体制及び教育実施状況等）

エ 法的資格者を配置できる体制を証明する書類（資格者名簿及び資格免許の写し。）

オ 秘密保全上支障のないことを確認した者を従事させる体制を証明する書類等（秘密・情報保全の証明及び教育実施状況等）

カ 下請業者に一部業務を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表及び本項イからオに規定する書類

(2) 提出先

海上自衛隊沖縄基地隊経理科契約係

〒904-2314

沖縄県うるま市勝連平敷屋1920番地

098-978-2342（内線242）

(3) 提出期間

令和5年11月9日（木）～令和5年11月22日（水）

(4) 提出方法

直接持参又は郵送（推奨）

なお、直接持参する際は、事前に入門パスポートの申請が必要となるため、急ぎの場合を除き郵送を推奨する。直接持参する場合の対応時間は、休日を除く毎日、午前8時15分から午後5時までの正午から午後1時までを除く時間とする。その他不明な点は、海上自衛隊沖縄基地隊経理科契約係まで確認されたい。

(5) 提出部数

参加表明書、技術資料共各2部

(6) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。

5 技術資料等の審査

技術資料等の提出者は、技術審査を実施する沖縄基地隊通信所の担当者から提出資料、その他技術審査に必要な事項について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

6 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料等を提出した者のうち、履行能力があり競争に参加させることが適当と認められた者は審査合格の通知を行う。その他の者に対しては、審査不合格の通知を行う。

## 7 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。
  - ア 窓口：海上自衛隊沖縄基地隊経理科契約係
  - イ 時間：土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時15分から午後5時まで、ただし、正午から午後1時までの時間を除く。
- (2) 契約担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の書面を受理した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

## 8 応募に当たっての留意事項

応募者は、応募に当たり下記の各号について、同意した上で応募するものとする。

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。
- (2) 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。
- (3) 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
- (4) 資料等の作成、提出及び業態調査等への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
- (5) 提出資料は、原則として返却しないものとする。
- (6) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届け出をしなければならない。

## 対象機器

番号	品名	数量	単位
1	呼制御装置	1	式

## 新設部品

番号	品名	数量	単位	調達区分
1	呼制御装置 回線収容部	1	個	受注者手配
2	回線収容部ラック取付金具	1	個	
3	回線収容部 OD インターフェース部	2	個	

別紙第2

(記入例)

令和〇年〇月〇〇日

海上自衛隊沖縄基地隊本部経理科長 殿

〇〇〇〇株式会社  
代表取締役社長〇〇〇〇 印

## 参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

## 記

- 1 公示番号（日付）  
沖基公示第1号（令和5年11月9日）
- 2 調達予定品目  
沖縄基地隊構内自動電話交換装置セントレックス化に伴う自動即時電話網（V o I P）中継交換装置等の整備

添付書類：1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格の写し）

2 〇〇〇

3 〇〇〇

4 〇〇〇